○文化庁告示第七十一号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十八年六月二十四日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十八年十二月二十六日　　文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　「世界妖怪図鑑」　①佐藤有文、②好美のぼる　①について左記三（二）の利用につき三四二、一四四円、左記三（三）の利用につき一〇〇部ごとに一四、二五六円、②については左記三（二）及び（三）の利用につき二二、六〇〇円

二　利用者の住所及び氏名　東京都港区芝大門二丁目二番一号ユニゾ芝大門二丁目ビル六階　株式会社復刊ドットコム（代表取締役　左田野渉）

三　利用方法

（一）　著作物を複製し、定価四、四〇〇円（税抜き）で二、四〇〇部複製して公衆に譲渡する。

（二）　（一）に加えて、必要に応じて一〇〇部を単位として追加で複製して公衆に譲渡する。

○文化庁告示第七十二号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十八年六月二十四日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十八年十二月二十六日　　文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　不明　不明　別表一・二参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都千代田区富士見二丁目十一番三号　株式会社研究社（代表取締役　関戸雅男）

三　利用方法

①　出版用教材において五、〇〇〇部複製又は翻訳及び複製し、定価二、〇〇〇円（税抜き）で公衆に譲渡する。（別表一参照）

②　ウェブ用教材において録音及び複製し、貴社のウェブサイトにおいて出版用教材購入者のみを対象としてダウンロード形式で公衆送信を行う。（別表二参照）

四　補償金の総額　一六、一〇三円

（別表１）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用方法：出版用教材への複製又は翻訳及び複製、譲渡

No.	題号	著作者名	利用を認める著作物					利用方法（複製・翻訳・譲渡）			補償金の額（税込・単位：円）
			当該著作物が利用された実態（大学入試英語問題の区分）								
			大学名	入試年度	入試区分	問題番号	英文・和文の別	利用する教材名	本体価格（税抜・単位：円）※	製作部数	
1	不明	不明	東京大学	2009	前期日程　外国語（英語）	設問［1］一(B)	英文	東大英語の核心	1,900	5,000	5,819
										計	5,819

（別表２）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用方法：ウェブ教材への録音・複製及びダウンロード形式での公衆送信

No.	題号	著作者名	利用を認める著作物					利用方法（録音・複製・公衆送信）			補償金の額（税込・単位：円）
			当該著作物が利用された実態（大学入試英語問題の区分）								
			大学名	入試年度	入試区分	問題番号	英文・和文の別	利用する教材名	本体価格（税抜・単位：円）※	ダウンロード回数	
2	不明	不明	東京大学	2015	前期日程　外国語（英語）	リスニング問題(A)	英文	東大英語の核心	100	5,000	10,284
										計	10,284

※　冊子とダウンロード音声あわせて本体価格2,000円（税抜き）だが、補償金算定の都合上、価格を冊子とダウンロード音声とで案分している。